

給水装置工事申込書

				受付番号	
合議	技術管理者	課長	課長補佐	給水係長	給水係

令和 年 月 日

甲賀市長 あて

私は、甲賀市水道事業給水条例等を承知すると共に、甲賀市水道事業給水条例第5条の規定に基づき、下記のとおり給水装置工事を行いたいので、関係書類を添えて申し込みます。

※太枠内のみ記入してください。

工事種別		新設・改造・修繕 臨時・撤去・その他()	下水道 接続状況	接続・同時接続・未接続
給水装置設置場所				
甲賀市 町				
方書				
申 込 者	住所 〒	水道の用途 家庭・営業・工業・共同住宅・公共		
	メーター 氏名	メーター口径 φ	mm	
	TEL	給水希望日	令和 年 月 日	
			給水装置工事業者名 指定番号	
使 用 者	住所	TEL		
	メーター 氏名	主任技術者氏名		
	TEL			
水 支 道 払 料 者 金	住所	メーター保管書		
	メーター 氏名	市貸与のメーターは善良な管理をもって保管します。		
	TEL			

加入金		取付メーター	口径	φ mm	指示数	m ³
審査手数料		メーター番号			桁数	
検査手数料		種別	・直読	検定満期	令和 年 月	
工事分担金			・遠隔	給水開始日	令和 年 月 日	
工事負担金		水栓番号				
合計		検針順路				
審査手数料納入日	令和 年 月 日	竣工検査日	令和 年 月 日			
加入金納入日	令和 年 月 日	検査手数料納入日	令和 年 月 日			
工事分担金納入日	令和 年 月 日	工事負担金納入日	令和 年 月 日			
電算移動日	令和 年 月 日	電算照合日	令和 年 月 日			

報告日	令和 年 月 日
職氏名	

甲賀市役所2階上水道課へ提出してください。地域市民センターでは受付できません。

給水装置工事の施行について（お願い）

この度、申込みいただきました給水装置工事については、下記の施行条件を熟知し、御協力くださるようお願いいたします。なお、当工事に起因する紛争については、申込者において解決してまいりますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 給水装置工事の施行に当たっては、指定給水装置工事事業者が、給水条例及び給水条例施行規程並びに給水装置の構造及び材質に関する規程と別で定める施行基準を遵守して施行してください。
2. 工事の申し込みには、審査手数料、加入金、検査手数料及び工事分担金等が必要となります。
3. 工事施工場所が他人の所有地である場合は、その所有者の同意書を添付してください。このことについて、後日問題が生じても市は責任を負いません。
4. メーターは、市が貸与します。使用者等は善良な注意をもって保管してください。故意または過失により損傷した場合に要する費用はすべて使用者等の負担となります。
5. メーター等の給水装置の設置場所が不適当になった場合や、使用者等の都合により移設等の必要が生じた場合に要する費用はすべて使用者等の負担となります。
6. メーターBOXは使用者等の負担で設置してください。なお、寒冷地においては、防寒仕様を採用してください。
7. 工事施工上必要な場合は、下記の書類を提出してください。又、下記の書類以外で管理者において必要がある場合には関係する書類の提出を求める場合があります。

（該当するもの）

- ①. 道路占用許可申請書
 - ②. 道路通行規制申請書
 - ③. 給水管分岐同意書
 - ④. 土地家屋使用同意書（上記 4 に該当する書類）
 - ⑤. その他の占用許可申請書
8. この申込書類一式は、作成の日から3年間、施工業者においても一部複製して保存しておいてください。
 9. 工事完了後（宅内工事含む）速やかに工事写真、竣工図面を添えて完了届を提出してください。また、給水装置工事申込書の記載事項に変更がある場合は、各種変更届を提出してください。
 10. 甲賀市水道事業給水条例抜粋
（給水の原則） 第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情および法令又は、この条例の規定による場合のほか、これを制限し、又は、停止することはない。
2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
3 給水の制限又は停止により損害が生ずることがあっても、管理者は、その責めを負わない。
（給水申込み） 第14条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が市内に居住しないとき、または管理者において、必要があると認めるときは、所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。
（給水の停止） 第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。
（1） 水道使用者等が第9条の給水装置工事費用、第20条第2項の修繕に要する費用、第23条の料金、第30条の加入金又は第31条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
 11. その他、ご不明な点については、甲賀市上水道課へお問い合わせください。

（上水道課給水係）	TEL	0748-69-2226
	FAX	0748-69-2295
（上下水道お客様センター）	TEL	0748-69-2224
	FAX	0748-69-2297